

NEWS LETTER 08



[発行] 2016年8月1日 [発行責任者] 福重 淳一郎 [事務局] 〒810-0054 福岡市中央区今川 2-14-3 3F [Tel] 092-737-8655 [Fax] 092-737-8665



_{正式加盟決定!} SOS 子どもの村インターナショナル総会に出席



2016年6月23~25日、第20回SOS子どもの村イ ンターナショナル通常総会がオーストリアチロル州の州都 インスブルックで開催され、わたしと田代事務局長、松 崎理事の3名が出席しました。

過去4年間(2012-2015)の事業報告に加え、改選期 に当たり会長、副会長各1名、理事20名(常任10名、 地区別代表10名)の選挙、今回改訂された定款の承認、 さらに15年後を見据えた"戦略2030"(STRATEGY 2030)の承認と、盛りだくさんの検討事項の中で、議論 は沸騰し、予定時間を超過することもしばしばでした。

会議2日目には、功労者の表彰に引き続き、今回正 式メンバーとして承認された、ウクライナ、セルビア、日 本の3か国に加盟証が授与されました。わたしたちにとっ ては、準備期間を含めて10年来の願いが叶えられた訳 ですが、今までの実績があればこそと、支えてくださっ た支援者の皆様と地道な努力を積み重ねてこられた先達 に心からの敬意と謝意を表する次第です。

SOS子どもの村は、今や日本を含めて135か国を擁 する大所帯の国際機関となった訳ですが、世界各地で 紛争・内戦が勃発しており、各国の事情は様々で、これ



を単一の法体系で管理・運営することの難しさは極めて 容易に想像できます。会議の最中に英国の EU 離脱が 判明し、「子どもの村」にとっても財政面への影響が極 めて大きい事が報告されました。また、2日目の午後か ら3日目には、想像を絶するほど数多くの"難民"への 対応状況に関する発表が欧州各国から相次ぎ、運営上 も喫緊の課題であることをひしひしと感じました。

その中で、2030年に向けて設定されたのが、以下の 2つの目標です。

- 1. より多くの子どもたちが愛ある家庭で暮らし、自立の ために公平な機会が得られることを保障する。
- 「決して子どもが一人きりで育つことがあってはならない (NO CHILD SHOULD GROW UP ALONE)」を旗印に、こ の地球上で最も実り多い小児養育活動を先導する。

わたしたちの歴史はまだ浅く、多くを学ぶ必要がありま すが、わが国固有の社会情勢等を踏まえながら、着実に 歩みを進めていくことが大切に思われます。皆様のわたし たちの活動への積極的なご参加をお願い申し上げますと ともに忌憚ないご意見をお聞かせ頂けますと幸いです。

理事長 福重 淳一郎



SOS 子どもの村インターナショナルとは

SOS 子どもの村とは、代替養育と家族支援を専門とする国際組織です。

1949年オーストリアに設立された SOS 子どもの村は、「すべての子どもに愛あ る家庭を」をスローガンとして、親からの養育を受けられない子どもたちを世界に 拡がる「子どもの村」で養育するとともに、家族を失う危機にある子どもと家族 の支援を行なっています。

また、国連や欧州評議会、NGO グループなどとも連携し、代替養育と家族 支援の専門組織として、世界をリードしています。

左図: 「NO CHILD SHOULD GROW UP ALONE」 『戦略 2030』のコンセプトを表すイメージ

NEWS **02 2016 年度総会開催** 中長期的視野に立ち、着実な歩みを



6月19日、2016年度定期総会が福岡市にて開催され ました。保科理事長の退任に伴い、福重新理事長の就 任が決定。また、新たに3名の理事を迎えることとなりました。

2015 年度の事業報告としては、「子どもの村福岡」で は、1 年間に4 名の子どもたちが実家族のもとに帰り、村 からの子どもの巣立ちを支援する年となりました。福岡市よ り受託している「子ども家庭センター SOS 子どもの村」 では、3 名のスタッフで年間延べ 1170 家族(昨年度 990 家族)の相談を受け、困難を抱えた家族への継続的な支 援に取り組みました。また、わたしたちの目指す社会像とそ の達成に向けて、中長期的視野をもって様々な課題に集 中して議論すべく「ビジョン策定委員会」を立ち上げ、5 年後を見据えた『VISION 2020』を策定するに至りました。



2016年は、なにより SOS 子どもの村インターナショナル に正式加盟し、世界の子どもの村の一員として出発する記 念すべき一年となります。また、画期的な「児童福祉法改 正案」が可決成立したことから、その改革を確実なものと するために、さらなる働きかけと関連団体とのネットワークの 強化が求められています。組織体制については、数年以 内を目標に「子どもの村東北」との合併の準備を進めてい きます。

本年は『VISION 2020』の一年目として、子どもの村 の実践を通して、親の養育を受けられない子どもたちとそ の危機にある子どもと家族を支援する取り組みのモデルとな るべく、新たな役員体制の下、みなさまのご支援を支えに 着実に歩みを進めていきます。 NEWS

03

新たな体制で活動を展開します



新理事長からご挨拶

「SOS 子どもの村 JAPAN」は、去る6月23日にインスブルック(オーストリア)で開催 された「SOS 子どもの村インターナショナル」の総会で正式に加盟が認められ、国際機関 の一員として新たな一歩を踏み出しました。

2010年の「子どもの村福岡」の開村以来、誠に多くの皆様方のご理解、ご支援を賜り ながら今日に至っております。社会情勢も変わりゆく中、まだまだ多くの課題を抱えており、一 層の努力を積み重ねていかねばなりません。

さまざま理由であたたかい家庭で暮らすことができない子どもたちが国内外で増えつつある中で、わたしたちの活動は多くの方々の関心を頂くとともに、問題解決の一助となるようご期待いただいているものと感じております。

今日までの多くの皆様方からのご高配、ご厚情に衷心より御礼申し上げますとともに、今後とも、引き続きご支援いただきますようお願い申し上げます。

田北 雅裕

理事長 福重 淳一郎

新理事からご挨拶

子ども自ら主体となって自分らしく 豊かに生活していくために、子どもと ともに生き、ともに育ちあっていく福祉 実践とはどういう実践なのか。皆様と 一緒に考えていき、少しでもお役に 立つことができれば幸いに存じます。

相澤 仁

本法人のコミュニケーション部(広 報)に関わり始めて4年近くになり ます。地域の中で困難を抱え、孤 立してしまっている家族や子どもたち を、皆さんと共に支えていくために、 さらに精進していく所存です。 開村当時からずっといろいろな視 点で少し外側から子どもの村を見続 けてきました。その経験を生かして、 よりよいコミュニケーションをデザイン していこうと考えています。よろしくお 願いいたします。

耘野 康臣

新役員体制

理事長	福重 淳一郎	小児科医・福岡市立こども病院 名誉院長	理 事	耘野 康臣	(特非)九州コミュニティ研究所 代表理事
副理事長	飯沼 一宇	小児科医・東北大学 名誉教授	理 事	田北 雅裕	九州大学大学院 人間環境学研究院 教育学部門専任講師
常務理事	坂本 雅子	小児科医	監 事	灘谷 和徳	(株)黒川合同会計事務所 代表取締役所長
財務担当理事	瀧山 勝久	福岡トヨペット 社友	監事	熊須 敏郎	熊須公認会計士事務所
理 事	大谷 順子	(特非)子ども NPO センター福岡 代表理事	事務局長	田代 多恵子	
理 事	松﨑 佳子	臨床心理士・九州大学大学院 教授			
理 事	加藤 廣樹	トヨタ財団 前 常務理事	名誉顧問	保科清	小児科医・日本小児科医会顧問
理 事	山崎 剛	みやぎ心のケアセンター 副センター長	顧問	森山 大輔	弁護士・森山法律事務所
理 事	相澤 仁	大分大学 福祉健康科学部 教授		田中恵公認会計士事務所	



先回のコラムでは、「改正児童福祉法」の第1条に「すべての 児童は、国連の子どもの権利条約にのっとって、生活を保障され、 愛され、保護され、成長発達並びに自立が図られること」、第2条 に「全て国民は、社会のあらゆる分野で、児童の意見が尊重され、 最善の利益が優先して考慮されるよう努めなければならないこと」(一 部省略)が規定されたことを紹介しました。今回紹介するのは、そ れに引き続く第3条の子どもと家庭に関する規定についてです。まず、 新法では、第2条で、「児童の保護者は、児童を健やかに育成す ることについて第一義的責任を負う」と保護者の責任を第一として 規定し、第3条で、「国と地方公共団体は、子どもが健やかに養育 されるよう保護者(家族)を支援しなければならない」と、「その保 護者(家庭)を支援する行政の義務」が明記されたことが特徴です。

¹ 児童福祉法改正 2_ 家族と暮らす子どもの権利

加えて、家庭における養育が、適当でない場合は、「家庭における 養育環境と同じ環境で継続的に養育されるように」と児童相談所が 子どもを措置する時の原則として、家庭と同じ環境で養育されることも 法に明記され、特に、乳幼児は、「できる限り良好な家庭的環境で 養育すること」が通知で明確にされました。しかし、我が国の現状は、 里親やファミリーホームなどの家庭と同じ環境での養育を受けている子 どもたちは16.5%に過ぎず、3000名の幼い子どもが乳児院で育って います。この改正が、あらゆる地域で「家族と暮らす子どもの権利」 として実現するためには、さらなる努力が必要です。SOS 子どもの 村 JAPAN は、「すべての子どもに愛ある家庭を」をスローガンに、 家族と暮らせない子どもの里親養育の推進と、実家族と離れる危機 にある家族への支援を進めていきます。

INFORMATION

01 子どものためのコンサート& 支援会員のみなさまのためのコンサート

SOS 子どもの村 JAPAN 支援・ストラディバリウス・ チャリティコンサートの前日に、2名の演奏家が、少な い時間ですが、子どもの村の支援会員の方のために、 演奏して頂く事になりました。

毎年開催している、支援会員感謝の会を兼ねて、以 下の通り行いますので、是非ご参加ください。

出演者:

有希・マヌエラ・ヤンケ (1736 年製ヴァイオリン ムンツ) パブロ・フェランデス (1696 年製チェロ ロード・アイレスフォード) 日時:9/11(日) 15:30 ~ 会場:円形ホール(福岡シンフォニーホール横) 参加費:無料(事前お申込みが必要です) ※出演者、開始時間については、変更となる場合がございま す。応募多数の場合には、抽選とさせていただきますので、 ご了承ください。





┃里子 ・里親のためのリフレッシュキャンプ、 ┃応援してください!

2016年9月、今年5回目を迎えるリフレッシュキャ ンプが開催されます。関わるすべての人間が遊び、交 流しながら、関係をつくり、非日常の遊びの空間だか らできる、新しい自分や他者との出会いによって、自 分や家族の関係性をリフレッシュさせていく。子どもの 村は、これまでにない新しい里親・里子支援を目指し、 取り組んでいます。

このキャンプの運営は、参加する子どもと同数以上 のサポーターによって支えられています。サポーター養 成およびキャンプの運営に必要な資金の内、500,000 円が不足しており、ご寄附を呼びかけています。このキャ ンプが子どもたちの人生を支えるひと時になるよう、多 くの皆さまのご支援をお願い申し上げます。

詳細は事務局(092-737-8655)までお問い合わせください。

